

第 20 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 29 年 6 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		退職手当返納金27,058,963円に係る債権	回収不能のため

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。